

令和6年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河 内 長 野 市

## 令和 6 年 3 月河内長野市議会定例会提出議案目次

|           |                                                                         |     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| 議案第 2 号   | 河内長野市寺ヶ池公園基本計画策定委員会設置条例の<br>制定について                                      | 1   |
| 議案第 3 号   | 河内長野市犯罪被害者等支援条例の制定について                                                  | 5   |
| 議案第 4 号   | 河内長野市行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利<br>用等に関する条例の改正について | 9   |
| 議案第 5 号   | 職員の育児休業等に関する条例の改正について                                                   | 1 5 |
| 議案第 6 号   | 一般職の職員の給与に関する条例の改正について                                                  | 1 6 |
| 議案第 7 号   | 河内長野市職員の特殊勤務手当条例の改正について                                                 | 1 8 |
| 議案第 8 号   | 河内長野市日野地区環境整備基金条例の改正について                                                | 1 9 |
| 議案第 9 号   | 河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の改正について                                                | 2 0 |
| 議案第 1 0 号 | 河内長野市手数料徴収条例の改正について                                                     | 2 1 |
| 議案第 1 1 号 | 河内長野市立文化会館条例の改正について                                                     | 2 3 |
| 議案第 1 2 号 | 河内長野市立市民交流センター条例の改正について                                                 | 2 5 |
| 議案第 1 3 号 | 河内長野市立市民運動場設置条例の改正について                                                  | 2 7 |
| 議案第 1 4 号 | 河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事<br>業の運営に関する基準を定める条例の改正について                     | 2 9 |
| 議案第 1 5 号 | 河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する<br>基準を定める条例の改正について                             | 3 2 |
| 議案第 1 6 号 | 河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に<br>関する条例の改正について                                | 3 3 |
| 議案第 1 7 号 | 河内長野市国民健康保険条例の改正について                                                    | 3 6 |
| 議案第 1 8 号 | 河内長野市介護保険条例の改正について                                                      | 4 3 |
| 議案第 1 9 号 | 河内長野市企業立地促進条例の改正について                                                    | 4 7 |

|           |                                   |     |
|-----------|-----------------------------------|-----|
| 議案第 2 0 号 | 河内長野市道路占用料徴収条例の改正について             | 4 8 |
| 議案第 2 1 号 | 河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の改正について      | 5 1 |
| 議案第 2 2 号 | 河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の改正について | 5 2 |
| 議案第 2 3 号 | 河内長野市都市公園条例の改正について                | 5 5 |
| 議案第 2 4 号 | 河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正について | 5 7 |
| 議案第 2 5 号 | 河内長野市水道水源保護条例の改正について              | 5 8 |
| 議案第 2 6 号 | 河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について         | 5 9 |
| 議案第 2 7 号 | 河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について       | 6 1 |
| 議案第 2 8 号 | 市道路線の認定及び変更について                   | 6 3 |

別冊 1 （令和 5 年度各会計補正予算関係）

別冊 2 （令和 6 年度各会計予算関係）

議案第 2 号

河内長野市寺ヶ池公園基本計画策定委員会設置条例の制定に  
ついて

河内長野市寺ヶ池公園基本計画策定委員会設置条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市寺ヶ池公園基本計画策定委員会設置条例  
(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の  
規定に基づき、市長の附属機関として、本市の寺ヶ池公園基本計画を策  
定するため、河内長野市寺ヶ池公園基本計画策定委員会（以下「委員会」  
という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の要請に応じて、河内長野市寺ヶ池公園基本計画  
の策定に関する事項について審議を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 公園の指定管理者の職員
  - (3) 市民
  - (4) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から河内長野市寺ヶ池公園基本計画の策定の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席（オンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委

員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面の送付等によって行う審議（以下「書面審議」という。）をすることをもって会議に代えることができる。

2 書面審議は、委員の半数以上が可否等を表明したことをもって成立し、書面審議の議事は、可否等を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 書面審議を行ったときは、会長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市づくり部公園河川課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(この条例の失効)

3 この条例は、河内長野市寺ヶ池公園基本計画を策定した日（以下「廃止日」という。）限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する秘密の保持については、廃止日後も、なおその効力を有する。

### 議案第 3 号

河内長野市犯罪被害者等支援条例の制定について

河内長野市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提出

河内長野市長 島田 智明

### 河内長野市条例第 号

河内長野市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。



(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) 関係機関等 国、地方公共団体及び犯罪被害者等の支援に係るものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、必要な施策を策定し、及び推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関

等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連携調整を図るものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が必要と認める犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとする。

(支援の制限)

第 1 0 条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合であって、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるときは、支援を行わないことができる。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 議案第 4 号

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する  
条例の改正について

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

#### 河内長野市条例第 号

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年河内長野市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項本文中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利

用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2第1項の項を次のように改める。

|      |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市長 | 子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障 |
|------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情

|  |  |                                         |
|--|--|-----------------------------------------|
|  |  | 報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
|--|--|-----------------------------------------|

別表第2第3項の項を次のように改める。

|      |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け及び給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手 |
|------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>当の支給に関する情報、同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



別表第2第4項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表第5項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同表第6項中「（昭和34年法律141号）」を削り、同表第9項中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同表第10項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同表第15項中「（平成17年法律第123号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 5 号

職員の育児休業等に関する条例の改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年河内長野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例の改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

## 河内長野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 2 9 年河内長野市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 0 項に次のただし書を加える。

ただし、任期付職員条例第 2 条第 1 項に規定する知識経験又は識見を有する者であって、同項に規定する業務に従事させる場合は、任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の給料月額のうち、同条第 2 項の該当する区分に応じた額とする。

第 1 5 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 6」の次に「(一般職の職員の給与に関する法律(昭和 2 5 年法律第 9 5 号)第 1 1 条の 3 第 2 項第 1 号から第 5 号までの規定が適用される地域(大阪府及び大阪府に隣接する府県に所在する市町村は除く。))に在勤する職員にあっては、当該各号に定める割

合)」を加える。

第 27 条中「任期付短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員」に、  
「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項ただし書」に、「同項に規定する」を  
「同項本文に規定する」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

河内長野市職員の特殊勤務手当条例の改正について

河内長野市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市職員の特殊勤務条例の一部を改正する条例

河内長野市職員の特殊勤務手当条例（平成 1 2 年河内長野市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|                   |                                                           |     |                                        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|
| 災害応急<br>作業等手<br>当 | 異常な自然現象により重大な<br>災害が発生した場合等に規則<br>で定める作業に従事した職員<br>に対して支給 | 1 日 | 2, 1 6 0 円<br>を超えない範<br>囲内で規則で<br>定める額 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

議案第 8 号

河内長野市日野地区環境整備基金条例の改正について

河内長野市日野地区環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市日野地区環境整備基金条例の一部を改正する条例

河内長野市日野地区環境整備基金条例(平成 7 年河内長野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「4 4 4, 6 0 0, 0 0 0 円」を「3 9 8, 4 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 3 日から施行する。

議案第 9 号

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の改正について

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の一部を改正する条例

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例(平成 7 年河内長野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 5 4, 2 0 0, 0 0 0 円」を「1 5 0, 2 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 3 日から施行する。

議案第 10 号

河内長野市手数料徴収条例の改正について

河内長野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

河内長野市手数料徴収条例（平成 12 年河内長野市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 25 号を次のように改める。

(25) 削除

第 2 条第 1 項第 63 号中「指定介護予防支援事業者」の次に「(事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。次号において同じ。)」を加える。

第 2 条第 2 項に次の 2 号を加える。

(7) 前項第 57 号及び第 63 号に規定する指定の申請を同時に行うとき

35,000 円

(8) 前項第 58 号及び第 64 号に規定する指定の更新の申請を同時に行

うとき 10,000 円

附 則



この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 6 3 号及び第 2 条第 2 項の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

河内長野市立文化会館条例の改正について

河内長野市立文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立文化会館条例の一部を改正する条例

河内長野市立文化会館条例（平成 3 年河内長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の河内長野市立文化会館条例第 2 条の 2、第 2 条の 7 第 1 項又は第 6 条第 3 項の規定により教育委員会の指定を受けた指定管理者又は承認を得て定めた休館日若しくは利用料金の額は、この条例による改正後の河内長野市立文化会館条例第 2 条の 2、第 2 条の 7 第 1 項又は第 6 条第 3 項の規定により市長の

指定を受けた指定管理者又は承認を得て定めた休館日若しくは利用料金の額とみなす。

議案第 12 号

河内長野市立市民交流センター条例の改正について

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例

河内長野市立市民交流センター条例（令和 3 年河内長野市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第 2 の備考を次のように改める。

備考

- 1 駐車場の使用時間に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分とする。
- 2 駐車場使用料は、24 時間当たり 1,000 円を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改

正規定については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の河内長野市立市民交流センター条例第6条第1項又は第13条の規定により教育委員会の許可を受けて市民交流センターを使用し、又は特別の設備を設置し、若しくは備付け以外の器具を使用(以下「使用等」という。)する者は、この条例による改正後の河内長野市立市民交流センター条例第6条第1項又は第13条の規定により市長の許可を受けて使用等するものとみなす。

議案第 13 号

河内長野市立市民運動場設置条例の改正について

河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例

河内長野市立市民運動場設置条例（昭和 54 年河内長野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

|               |                     |      |
|---------------|---------------------|------|
| 河内長野市立下里総合運動場 | 河内長野市下里町 892 番地の 3  | 運動広場 |
| 河内長野市立大師庭球場   | 河内長野市大師町 85 番地の 518 | 庭球場  |

」

を

「

|               |                     |      |
|---------------|---------------------|------|
| 河内長野市立下里総合運動場 | 河内長野市下里町 892 番地の 3  | 運動広場 |
| 河内長野市立木戸東運動場  | 河内長野市木戸東町 677 番地の 8 | 運動広場 |

|             |                           |     |
|-------------|---------------------------|-----|
| 河内長野市立大師庭球場 | 河内長野市大師町 8 5 番地の<br>5 1 8 | 庭球場 |
|-------------|---------------------------|-----|

」

に改める。

別表第 2 中

「

| 施設   | 利用料金                           | 備考                               |
|------|--------------------------------|----------------------------------|
| 運動広場 | 4 分の 1 面 2 時間につき<br>1, 0 0 0 円 | 運動競技以外に<br>利用する場合は、<br>2 倍の額とする。 |

」

を

「

| 施設   | 利用料金                           | 備考                               |
|------|--------------------------------|----------------------------------|
| 運動広場 | 大師総合運動場                        | 運動競技以外に<br>利用する場合は、<br>2 倍の額とする。 |
|      | 下里総合運動場                        |                                  |
|      | 木戸東運動場                         |                                  |
|      | 4 分の 1 面 2 時間につき<br>1, 0 0 0 円 |                                  |
|      | 2 時間につき 1, 0 0 0<br>円          |                                  |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年河内長野市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「含む」の次に「。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ」を加える。

第 8 条中「第 20 条第 3 項の規定による」を「第 20 条第 3 項に規定する」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号イ中「以下」の次に「この」を加える。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、



同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第３５条第３項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第１９条第１号又は第２号」を「同号又は同条第２号」に改め、「と、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を削る。

第３６条第３項中「第６条第２項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「法第１９条第１号又は」を「同条第１号又は」に、「の総数」と、「」を「」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、「」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」を「第２７条」に、「同省令第３１条」を「同令第２７条」に、「第４２条第３項第１号」を「同号」に、「同省令第３３条」を「同条」に改める。

第３９条第２項中「満３歳未満保育給付認定に」を「教育・保育給付認定に」に改める。

第４０条第２項中「（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項前段中「この章」を「前節」に改め、同項後段中「の数」を削り、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「含む。)」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同号第3号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「前4項」を「前各項」に改める。

第52条第3項中「この章」を「前節」に改め、「限る。)」と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の改正について

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成 26 年河内長野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する

条例の改正について

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する

条例の一部を改正する条例

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成  
7 年河内長野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、別表第 2 に定めるごみ処理券の枚数（以下「ごみ処理券指定  
枚数」という。）を超える場合又は臨時的に収集する場合にあっては、  
別表第 1 に定めるところにより処理手数料を徴収する。

第 18 条第 5 項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、別表第 3 に定める一般廃棄物（市内に住所  
を有する一般家庭から日常生活に伴い排出されたごみに限る。）を市が

指定する場所に持込処理する場合にあっては、同表に定めるところにより処理手数料を徴収する。

別表第 1 中

「

|       |            |                     |
|-------|------------|---------------------|
| 臨時手数料 | 臨時的に収集する場合 | 1 トン車につき 6, 0 0 0 円 |
|-------|------------|---------------------|

」

を

「

|       |                                                                       |                                                                                                          |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨時手数料 | ア 臨時的に収集する場合（イ及びウに掲げる収集を除く。）                                          | 1 トン車につき 6, 0 0 0 円                                                                                      |
|       | イ 臨時的に収集する場合（収集 1 回につき、所定のもえるごみのごみ処理券を貼付したもえるごみ 4 5 ℓ 以下の袋 2 個以内に限る。） | 収集 1 回につき 5 0 0 円                                                                                        |
|       | ウ 臨時的に収集する場合（所定のもえないごみ・粗大ごみのごみ処理券を貼付したスプリングマットレスに限る。）                 | 幅 1, 4 0 0 ミリメートル未満のスプリングマットレス 1 枚につき 5, 0 0 0 円<br>幅 1, 4 0 0 ミリメートル以上<br>のスプリングマットレス 1 枚につき 7, 0 0 0 円 |

」

に改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 18 条関係）

| 一般廃棄物の種類                                                | 区分                            | 手数料              |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| スプリングマットレス（所定の<br>もえないごみ・粗大ごみのごみ<br>処理券を貼付したものに限<br>る。） | 幅 1，4 0 0<br>ミ リ メ ー ト<br>ル未満 | 1 枚につき 3，8 0 0 円 |
|                                                         | 幅 1，4 0 0<br>ミ リ メ ー ト<br>ル以上 | 1 枚につき 5，0 0 0 円 |

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

河内長野市国民健康保険条例の改正について

河内長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

河内長野市国民健康保険条例（昭和 35 年河内長野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の賦課額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 8 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第 24 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した

額とすることができる。

第 8 条の 3 第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 7 5 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第 8 条の 3 第 2 号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。）」、第 2 号及び第 3 号に掲げる額」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第 2 4 条第 1 項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第 9 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、



「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 前項の場合において、同項の基礎賦課額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第１０条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第１項中「前条」を「前条第１項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１２条の見出し及び同条第１項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第３号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項に」に改め、「小数点以下第４位未満の端数又は」を削る。

第１２条の２から第１２条の５の２までを次のように改める。

第１２条の２から第１２条の５の２まで 削除

第１２条の６中「第９条又は第１２条の２」を「第９条第１項」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第９条の基礎賦課額と第１２条の２の基礎賦課額との合算額をいう。第１５条及び第１６条第１項において同じ。）」を削る。

第１２条の６の２の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第２４条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第１２条の６の２第１号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一

般被保険者に係るもの」を削り、同条第２号ア中「第２２条」を「第７条」に改め、同号イ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」を削り、同条に次の１号を加える。

(3) 当該年度における第２４条第１項の規定による後期高齢者支援金等  
賦課額の減免の額の総額

第１２条の６の３の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第１２条の６の４の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「前条」を「前条第１項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１２条の６の５の見出し及び同条第１項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第２項中「小数点以下第４位未満の端数又は」を削る。

第１２条の６の６から第１２条の６の９までを次のように改める。

第１２条の６の６から第１２条の６の９まで 削除

第１２条の６の１０中「第１２条の６の３又は第１２条の６の６」を「第１２条の６の３第１項」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１２条の６の３の後期高齢者支援金等賦課額と第１２条の６の６の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第１５条及び第１６条第１項において同じ。）」を削る。

第 12 条の 7 に次のただし書を加える。

ただし、第 24 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第 12 条の 7 第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第 24 条第 1 項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第 12 条の 8 に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 12 条の 10 第 2 項中「小数点以下第 4 位未満の端数又は」を削る。

第 12 条の 11 中「第 12 条の 8」を「第 12 条の 8 第 1 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「第 9 条、第 12 条の 2、第 12 条の 6 の 3 若しくは第 12 条の 6 の 6」を「第 9 条第 1 項、第 12 条の 6 の 3 第 1 項」に、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「第 12 条の 8」を「第 12 条の 8 第 1 項」に改め、「若しくは第 12 条の 5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第 2 項中「第 9 条、第 12 条の 2、第 12 条の 6 の 3、第 12 条の 6 の 6」を「第 9 条第 1 項若しくは第 12 条の 6 の 3 第

1 項の額」に、「第 1 2 条の 8」を「第 1 2 条の 8 第 1 項」に改め、「若しくは第 1 2 条の 5」を削り、「算定は」の次に「、」を加える。

第 1 6 条第 1 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「第 1 2 条の 6 の 3 又は第 1 2 条の 6 の 6」を「第 1 2 条の 6 の 3 第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「第 1 2 条の 8」を「第 1 2 条の 8 第 1 項」に改める。

第 1 6 条の 3 第 1 項中「又は第 1 2 条の 5」を削り、同条第 3 項中「又は第 1 2 条の 5」、「又は第 1 2 条の 6 の 8」及び「、「第 1 2 条第 2 項」とあるのは「第 1 2 条の 6 の 5 第 2 項」と」を削り、同条第 4 項第 1 号中「又は第 1 2 条の 5」を削り、同条第 6 項中「又は第 1 2 条の 5」、「又は第 1 2 条の 6 の 8」及び「、「第 1 2 条第 2 項」とあるのは「第 1 2 条の 6 の 5 第 2 項」と」を削る。

第 1 6 条の 4 第 1 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「第 1 2 条の 6 の 3 又は第 1 2 条の 6 の 6」を「第 1 2 条の 6 の 3 第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「第 1 2 条の 8」を「第 1 2 条の 8 第 1 項」に改め、同条第 5 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 7 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「第 1 2 条の 6 の 3 又は第 1 2 条の 6 の 6」を「第 1 2 条の 6 の 3 第 1 項」に改め、同条第 8 項中「第 9 条又は第 1 2 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「第 1 2 条の 8」を「第 1 2 条の 8 第 1 項」に改める。

第 2 4 条第 1 項中「その納付義務者の申請によって」を削り、同項第 1 号中「、貧困」を削る。

附則第 5 条を次のように改める。

#### 第 5 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の第 5 章の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

河内長野市介護保険条例の改正について

河内長野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市介護保険条例の一部を改正する条例

河内長野市介護保険条例（平成 12 年河内長野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「35,040 円」を「32,650 円」に改め、同項第 2 号中「49,056 円」を「45,567 円」に改め、同項第 3 号中「52,560 円」を「49,513 円」に改め、同項第 4 号中「59,568 円」を「60,996 円」に改め、同項第 5 号中「70,080 円」を「71,760 円」に改め、同項第 6 号中「77,088 円」を「78,936 円」に改め、同号ア中「125 万円」を「135 万円」に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 7 号中「87,600 円」を「89,700 円」に改め、同号ア中「210 万円」を「220 万円」に

改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第８号中「１０５，１２０円」を「１０７，６４０円」に改め、同号ア中「３２０万円」を「３３０万円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第９号中「１１２，１２８円」を「１２１，９９２円」に改め、同号ア中「４００万円」を「４２０万円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１０号中「１１９，１３６円」を「１２９，１６８円」に改め、同号ア中「６００万円」を「５２０万円」に改め、同号イ中「又は第１２号イ」を「、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１１号中「１２６，１４４円」を「１３６，３４４円」に改め、同号ア中「８００万円」を「６２０万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１２号中「１３３，１５２円」を「１４３，５２０円」に改め、同号ア中「１，０００万円」を「８００万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第１４号イ」を加え、同項第１３号中「１４０，１６０円」を「１６５，０４８円」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１２号の次に次の２号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 １５０，６９６円

ア 合計所得金額が１，０００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は

次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 157, 872円

ア 合計所得金額が1, 500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21, 024円」を「20, 451円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21, 024円」を「20, 451円」に、「31, 536円」を「31, 215円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21, 024円」を「20, 451円」に、「49, 056円」を「49, 155円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第13号」を「第14号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の河内長野市介護保険条例第3条の規定は、令



和 6 年度以降の年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

河内長野市企業立地促進条例の改正について

河内長野市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市企業立地促進条例の一部を改正する条例

河内長野市企業立地促進条例（平成 27 年河内長野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表第 2 第 1 号中「平成 25 年総務省告示第 405 号」を「令和 5 年総務省告示第 256 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 0 号

河内長野市道路占用料徴収条例の改正について

河内長野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

河内長野市道路占用料徴収条例（昭和 2 9 年河内長野市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3，5 0 0 円」を「3，4 0 0 円」に、「4，4 0 0 円」を「4，3 0 0 円」に、「4，0 0 0 円」を「3，9 0 0 円」に、「8 3 円」を「8 2 円」に、「8 3 0 円」を「8 2 0 円」に、「3，8 0 0 円」を「3，9 0 0 円」に、

「

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 占用面積 1 平方メートルにつき 1 日 | 4 0 円   |
| 占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 | 4 0 0 円 |

」

を

「

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 占有面積 1 平方<br>メートルにつき<br>1 日 | 3 9 円   |
| 占有面積 1 平方<br>メートルにつき<br>1 月 | 3 9 0 円 |

」

に、「3 3 0 円」を「2 8 0 円」に、

「

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 表示面積 1 平方<br>メートルにつき<br>1 年 | 3, 3 0 0 円 |
|-----------------------------|------------|

」

を

「

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 表示面積 1 平方<br>メートルにつき<br>1 年 | 2, 8 0 0 円 |
|-----------------------------|------------|

」

に、

「

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 1 本につき 1 日                  | 4 0 円   |
| 1 本につき 1 月                  | 4 0 0 円 |
| その面積 1 平方<br>メートルにつき<br>1 日 | 4 0 円   |
| その面積 1 平方<br>メートルにつき<br>1 月 | 4 0 0 円 |

」

を

「

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 1 本につき 1 日              | 3 9 円   |
| 1 本につき 1 月              | 3 9 0 円 |
| その面積 1 平方メートルにつき<br>1 日 | 3 9 円   |
| その面積 1 平方メートルにつき<br>1 月 | 3 9 0 円 |

」

に、

「

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 1 基につき 1 月              | 3, 3 0 0 円 |
|                         | 1, 7 0 0 円 |
| 占用面積 1 平方メートルにつき<br>1 月 | 4 0 0 円    |

」

を

「

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 1 基につき 1 月              | 2, 8 0 0 円 |
|                         | 1, 4 0 0 円 |
| 占用面積 1 平方メートルにつき<br>1 月 | 3 9 0 円    |

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の河内長野市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 21 号

河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の改正について

河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和 59 年河内長野市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「河内長野市開発事業の手続等に関する条例（平成 22 年河内長野市条例第 21 号）第 11 条第 1 項に規定する開発構想届又は同条例第 30 条第 1 項に規定する事前協議（事前協議）」を「河内長野市開発事業の手続等に関する条例（令和 5 年河内長野市条例第 36 号）に基づく手続（当該手続）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の  
改正について

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の  
一部を改正する条例

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例（平成 23 年  
河内長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し及び同条中「建築物」を「建築物等」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

|                       |                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 南花台三丁目南地区地区<br>整備計画区域 | 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示さ<br>れた南花台三丁目南地区地区計画の区域のう<br>ち、地区整備計画が定められた区域 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|

別表第 2 中「建築物の用途」を「建築物等の用途」に改め、同表に次の  
1 項を加える。

6 南花台三丁目南地区地区整備計画区域

|     |               |      |                                                                    |
|-----|---------------|------|--------------------------------------------------------------------|
| (ア) | 建築物等の用途の制限    | A 地区 | (1) 都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設                                       |
|     |               | B 地区 | (1) 都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設                                       |
|     |               | C 地区 | (1) 幼稚園<br>(2) 保育所<br>(3) 認定こども園<br>(4) 建築基準法施行令第 19 条に規定する児童福祉施設等 |
| (イ) | 建築物の容積率の最高限度  | A 地区 | —                                                                  |
|     |               | B 地区 | —                                                                  |
|     |               | C 地区 | 200 / 100                                                          |
| (ウ) | 建築物の建蔽率の最高限度  | A 地区 | 都市公園法第 4 条の規定に準ずる建蔽率                                               |
|     |               | B 地区 | 都市公園法第 4 条の規定に準ずる建蔽率                                               |
|     |               | C 地区 | 60 / 100                                                           |
| (エ) | 建築物の敷地面積の最低限度 | —    |                                                                    |
| (オ) | 建築物の高さの最高限度   | —    |                                                                    |
| (カ) | 建築物の緑化率の最低限度  | —    |                                                                    |



|     |            |   |
|-----|------------|---|
| (キ) | 垣又は柵の構造の制限 | — |
| (ク) | 壁面の位置の制限   | — |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

河内長野市都市公園条例の改正について

河内長野市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市都市公園条例の一部を改正する条例

河内長野市都市公園条例（昭和 42 年河内長野市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

河内長野市公園条例

第 2 条第 1 号中「都市公園」の次に「及び都市公園以外の公園」を加え、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「規定する公園施設」の次に「及び都市公園以外の公園における公園施設に準ずる施設」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 都市公園以外の公園 都市公園以外の公園、緑地又は広場であって、規則で定めるものをいう。

第 3 条中「公園」を「都市公園」に改める。

第 5 条中「法第 6 条第 1 項又は第 3 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「法第 5 条第 1 項の規定により」を「公園に」に改め、「又は」の次に「公園施設を」を加える。

第 9 条第 1 項中「法第 6 条第 1 項の規定により」を「公園に公園施設以外の」に改め、「変更」の次に「（次条各号に掲げるものを除く。）」を加える。

第 1 2 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

（都市公園以外の公園の工作物等の除却、保管等）

第 1 2 条の 8 市長は、都市公園以外の公園に存する工作物等の改築、移転若しくは除却又は当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設の設置については、法第 2 7 条第 3 項から第 1 0 項までの規定を準用する。

第 1 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) 公園施設を設置若しくは管理する期間若しくは公園の占用の期間の満了又は公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占用の廃止に伴い、公園を原状に回復したとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の河内長野市公園条例第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けるものについて適用する。

議案第 2 4 号

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する  
条例の改正について

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例

河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和  
4 1 年河内長野市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8  
第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

河内長野市水道水源保護条例の改正について

河内長野市水道水源保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市水道水源保護条例の一部を改正する条例

河内長野市水道水源保護条例(平成 11 年河内長野市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表中「河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例(平成 28 年河内長野市条例第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する行為」を「土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂(混入し、又は付着している物を含む。)の堆積を行う行為」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河内長野市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年河内長野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「又は消防作業」を「、又は消防作業」に、「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の河内長野市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた河内長野市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 27 号

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成 28 年河内長野市条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条に規定する許可、第 12 条第 1 項に規定する変更許可又は附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する許可若しくは変更許可を受けて土



砂埋立て等を行っている者については、その許可期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。ただし、これらの者が施行日以後に宅地造成及び特定盛土規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項の許可又は第１６条第１項の変更許可を受けた場合は、この限りでない。

３ この条例の施行前になされた旧条例に基づく処分については、なお従前の例による。

４ この条例の施行の際現に指定がされている土砂の搬入を禁止する区域の適用については、なお従前の例による。

５ この条例の施行前にした行為及び前３項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 28 号

市道路線の認定及び変更について

次の市道路線を認定及び変更するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

河内長野市長 島田 智明

1 認定する路線

| 整理<br>番号 | 路 線 名       | 起 点                  | 終 点                  | 重要な<br>経過地 |
|----------|-------------|----------------------|----------------------|------------|
| 1        | 市西 3 号線     | 木戸町<br>6 6 3 番 1     | 木戸町<br>6 6 5 番 4     |            |
| 2        | 市 2 5 号線    | 市町<br>6 0 8 番 3      | 市町<br>1 0 6 2 番 1    |            |
| 3        | 千代田台 2 7 号線 | 原町二丁目<br>7 5 7 番 2 1 | 原町二丁目<br>7 5 7 番 5 0 |            |
| 4        | 喜多 3 1 号線   | 喜多町<br>9 6 番 1 5     | 喜多町<br>1 2 5 番 9     |            |
| 5        | 三日市 8 号線    | 三日市町<br>2 3 9 番 2    | 三日市町<br>2 3 9 番 5    |            |

## 2 変更する路線

| 整理<br>番号 | 旧新別 | 路 線 名   | 起 点                | 終 点              | 重要な<br>経過地 |
|----------|-----|---------|--------------------|------------------|------------|
| 1        | 旧   | 尾崎 7 号線 | 加賀田<br>3 9 4 番 2 2 | 加賀田<br>4 2 6 番 4 |            |
|          | 新   | 尾崎 7 号線 | 加賀田<br>3 9 4 番 2 2 | 加賀田<br>4 4 3 番 3 |            |